

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	総務省
重点分野名	地方税

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

地方税に関する手続については、地方税法において規定されるとともに各地方団体が条例で定めており、これらの規定等に基づき、納税義務者等は、申告、納付、申請・届出等の各行為を行う必要がある。

② 電子化の状況

法人住民税・法人事業税（地方法人二税）等の地方税の申告については、全地方団体に対して、地方税ポータルシステム（eLTAX）により、インターネットを利用してオンラインで行うことが可能である。法人設立届出等の各地方団体の条例等に基づき求めている申請・届出等についても、eLTAXにより、インターネットを利用してオンラインで行うことが可能である。

また、eLTAXでの電子申告と連動した納付手続については、22団体においてインターネットバンキング等を通じたオンライン納付を行うことが可能である。

なお、地方法人二税における申告手続のオンライン利用率（平成27年度実績）は56.1%となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率100%

大法人の地方法人二税の電子申告の義務化については、平成29年度に検討を開始し、早期に結論を得る。その際、大法人の対象範囲について国税の状況等を踏まえて検討するとともに、デジタルファースト原則の下で原則として添付書類も含めて電子申告を義務化する方向で検討する。

(2) 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（eLTAX）の利用率100%

中小法人の地方法人二税の eLTAX の利用率 70%以上という目標達成に向けて、下記の eLTAX の使い勝手改善等の取組を進めるとともに、地方団体の協力を得つつ、利用勧奨や広報・周知等、eLTAX の普及に向けた取組を一層進める。

また、中小法人の地方法人二税の eLTAX の利用率の推移等を踏まえ、中小法人の ICT 環境も勘案しつつ、電子申告の義務化も含めた更なる利用率向上のための方策を検討する。

(3) 電子納税の推進【制度改正を含めて検討】

電子納税の推進は、納税者の利便性の向上と地方団体等の事務負担軽減の観点から意義があるが、導入の手間や費用の観点から地方団体における対応が進んでいないのが現状である。地方税については、法人は地方法人二税や従業員から特別徴収した個人住民税など、複数の地方団体に納税しなければならない場合が多いことから、納税先の地方団体全てが電子納税に対応していなければ、そのメリットは少ないものと考えられる。

このような課題を踏まえ、平成 29 年度与党税制改正大綱に沿って「地方公共団体が共同で収納を行う方策」（共同収納）について、制度改正を含め検討を行う。その際、ダイレクト納付の導入についても検討する。

(4) eLTAX の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）

eLTAX 利用者に対して HP 等を通じて eLTAX の操作性等の利用満足度に係るアンケートを実施し、以下の新規施策を含め、eLTAX の使い勝手の検証・改善に取り組む。

イ eLTAX の利便性向上に資する地方税の共同収納の検討【制度改正を含めて検討】

前掲(3)の検討に当たっては、eLTAX の利用者が電子申告と電子納税を一連の手続として行えるような仕組みとすることで、eLTAX の利便性の向上にも資するものとする。

ロ 複数地方団体への電子申請、電子申告の利便性向上

(イ) 複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化

【平成 31 年 9 月実施予定】

複数地方団体へ同一内容の法人設立届出書等を電子的に提出する際に、電子的提出の一元化を可能とする。

また、その提出の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

なお、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成 28 年 10 月 31 日 CIO 連絡会議決定）に基づき、法務省が平成 32 年度に構築することとなっている、行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより、「登記事項証明書（商業）」の添付省略を図ることを検討する。

－ワンスオンリー原則－

(ロ) 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除

【平成 31 年 9 月実施予定】

複数地方団体へ地方法人二税の電子申告を行う際に、共通項目を一括で入力し、その後に個別項目を入力することで地方団体間の共通入力事務の重複排除を可能とする。

また、その申告の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。 ーワンスオンリー原則ー

ハ eLTAX 受付時間の更なる拡大について検討【順次検討】

eLTAX の受付時間について、給与支払報告書の提出期間、所得税確定申告期間及び地方法人二税申告集中期間については土日も含み、8：30 から 24：00 まで運用するなど順次拡大を図っているところ、更なる拡大について費用対効果や地方団体の意向等を踏まえて検討する。

ニ その他の eLTAX ソフト (PCdesk) の利便性向上

(イ) 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映【平成 31 年 9 月実施予定】

法人納税者が異動届出書を提出した際に、eLTAX に登録されている当該法人納税者の情報への自動反映を可能とする。

(ロ) メッセージボックスの閲覧方法の改善【平成 31 年 9 月実施予定】

eLTAX ソフト (PCdesk) の WEB 版の機能拡充及びスマートフォン版の導入により、インターネットからメッセージボックスの内容を閲覧できるようにする。

(ハ) ヘルプデスクの環境整備【平成 31 年 9 月実施予定】

利用者の質問への対応を充実させるため、ヘルプデスクの環境を整備するなどの対応を行う。

(ニ) 利用可能文字の拡大【平成 31 年 9 月実施予定】

e-Tax における利用可能文字に対応する。

(5) 国税との情報連携の徹底 (法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

イ 電子的提出の一元化等

(イ) 地方団体で作成した所得税確定申告書データの引継ぎの推進

地方団体の申告相談会場において、申告書作成システムを利用して電子的に作成された所得税及び復興特別所得税申告書等について、e-Tax へのデータによる引継ぎを推進する。
－ワンスオンリー原則－

(注) 国税当局において、平成 29 年 1 月以降、地方団体による本人確認を前提として、納税者の電子署名及び電子証明書を不要とするとともに、自宅等からの e-Tax と同様、第三者作成の添付書類について、その記載内容を入力することで、当該書類の提出又は提示を省略可能としている。

(ロ) 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化の推進

平成 29 年 1 月以降、国税当局と地方団体それぞれに提出している給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書について、eLTAX でのデータの一括作成及び電子的提出の一元化を可能としたところ、この取組を推進する。

－ワンスオンリー原則－

(ハ) 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化
【平成 31 年度実施に向けて検討】

法人納税者が設立又は異動等の際に国税当局と地方団体それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。

(参考) 個人納税者の上記同様の手続きについて、データ様式の統一化等の検討を行い、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう検討する。
－ワンスオンリー原則－

(ニ) 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

【平成 31 年度実施に向けて検討】

地方法人二税の電子申告手続時の複数地方団体への申告に共通する事項の重複入力の排除の検討・実現に併せ、民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善や法人税申告情報のインポート機能の実装等を通じて、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。

－ワンスオンリー原則－

ロ 国と地方の情報連携等

(イ) e-Tax と eLTAX の仕様の共通化の推進【平成 29 年度以降順次実施】

e-Tax と eLTAX 双方の利便性を向上させるため、民間ソフトベンダーの開発環境を改善する観点から、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ、各仕様の内容及び公開方法の共通化を実施する。

(ロ) e-Tax ソフトと eLTAX ソフト (PCdesk) との連携の推進

【平成 31 年度実施に向けて検討】

上記イ (電子的提出の一元化等) に掲げる開廃業・異動等に係る申請・届出
手続など、利用者ニーズの高い手続について、e-Tax と eLTAX 双方のソフト間
の連携等を図る。 ーワンスオンリー原則ー

なお、以上の取組の全体を通じて、下記の点に留意が必要。

※ 地方団体の理解と協力等が前提となるため、取組内容や実施時期等に変更が生じる場
合があり得る。

参考資料

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年十二月十三日法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。